

精神障害者の
ピアサポートを行う
人材を育成し、
当事者の雇用を
図るための
人材育成プログラム構築
に関する研究

障害者保健福祉推進事業補助金事業(障害者自立支援調査権給付プロジェクト) 平成21年度 報告書

障害者保健福祉推進事業補助金事業
(障害者自立支援調査権給付プロジェクト)

平成21年度 報告書

NPO法人 十勝障害者サポートネット

目次

■ 巻頭言

「精神障害者自身が雇用に結びつくための
ピアサポートを行う人材養成プログラムの開発について」

特定非営利活動法人 理事長 小栗 静雄 ————— 1

■ 第一章 プログラム開発のための研修について

- 1) はじめに～研修の背景及び目的～ ————— 3
- 2) 親研修「ピアサポート養成東京研修について」報告及び資料 ————— 5
- 3) 孫研修「ピアサポート養成研修 帯広会場」報告及び資料 ————— 51
- 4) 孫研修「ピアサポート養成研修 千葉会場」報告及び資料 ————— 91

■ 第二章 調査研究報告（委託）

- 1) アンケート調査・結果・分析 ————— 119
- 2) ヒアリング調査・結果・分析 ————— 147

■ 第三章 提 言

————— 163

■ 参考資料

- 1. 共通研修資料 ————— 167
- 2. 米国の認定ピアスペシャリストについての情報 ————— 179

精神障害者自身が雇用に結びつくためのピアサポートを行う 人材養成プログラムの開発について

NPO法人 十勝障害者サポートネット

理事長 小栗 静雄

私は数年前にマディソン市を訪れ、障害当事者自身が当事者を支える姿を目にした事は大きな衝撃でした。州の予算を使い、活動にはガイドラインが整備され、加えて支援もシステム化され、何よりも当事者の目線に立つケアを展開し、ピアが事業所をもって職業人として支援活動を展開している姿には驚きました。これからの私達のあるべき活動に明確な指針を提供され、時代をこじ開けるスキルになるものと確信致しました。本年度、本調査研究事業を実施させていただき、中央研修（1月5日～9日東京）を経て、帯広（2月12日～14日）、千葉（2月18日～20日）での伝達研修が無事終了しここに報告を申し上げます。この事業は精神障害者のピアサポートが、精神障害者支援に有効な手段である事を前提に実施いたしました。今般の調査研究はピアスタッフの体系的な人材育成方法や、実践可能な研修プログラムの開発を目標としており、概ねマディソンモデルを元にしたものですが、加えて日本固有の実践方法も開発される事にも期待したいと思っております。

一方、一連の研修を通して、幾つかの課題や展望も見えてきました。一つには「ピアサポート」や「リカバリー」概念の一般化がもっと丁寧に、具体性をもって説明できるようにしたいと思います。「バウンダリー（境界性）」は専門職や当事者同士との業務や認識度、更に各人の支援観に至る重要な問題である事を反映して、各会場でもこの事で多くの時間がさかれ、関心や戸惑いが示されました。実践の積み重ねの中で克服していかなければならないものと認識しています。また、ある当事者から「専門職と仕事をしていて、余りにもプライベートな会話や相談を投げかけられ、どうしていいか分からなくなった」という笑えないエピソードも飛び出しましたが、この話の脈絡からはピアサポーターと関わる専門職側の認識や質の問題も浮き彫りにされました。

精神障害者の雇用・就労問題は長い間多くの先達が、手探りの中で試行錯誤を繰り返してきた歴史があります。ですから本研究は単に「精神障害者にも働く場を」というだけで想起されたものではなく、長い年月にわたる精神障害者支援への弛みない志と冷静な視点、長期入院への怒り、夢も希望も失わないぞという姿勢を保ち続けてきた当事者性等など、様々な歴史の中から生まれてきた事を忘れてはならないと痛感しています。

確実に新しい精神障害者ケアの契機になるであろう本研修が、今後多くの地域でも継続開催される事を切に願うところです。研修参加者にはアンケートをお願いしました。分析結果も本報告に載せられ、参考にさせていただきたくおもいます。

本研修にご参加頂いた当事者と専門職の方々にお礼を申し上げますと共に、厚生労働省、親研修講師として米国から2名の招聘を支援してくれた日本財団、そして関係各位に主催者として心から感謝申し上げます。 (了)

I 障害児者の権利擁護及び虐待の防止に関するアンケート調査

1. 調査目的

高齢者、児童分野につづいて「障害者虐待防止法」の制定もすすめられており、今後、権利擁護支援のいっそうの取り組みが求められる。一方で、障害者自立支援法をはじめとする制度改正等により、施設・事業所の運営に幾多の困難も生じている。

こうした状況のなかで利用者の権利擁護支援をいっそう推進していくために、地域や障害児者施設等における権利擁護支援の状況をふまえて、取り組みを推進・支援するための提言を行うための資料とするために、障害児者施設と相談支援事業所を対象としたアンケート調査を実施した。

2. 調査対象と調査方法

1) 障害児者施設等における「権利擁護支援の取り組み」を推進するための現状とニーズに関する調査

①調査の対象

兵庫県内の障害児者への通所・入所サービスを提供している事業所・施設

②調査の方法

郵送により配布・回収を行う自記式質問紙方式

※兵庫県知的障害者施設協会の協力を得て、会員施設に回答の呼びかけを実施

③調査の期間

平成21年10月30日～11月13日（12月31日までに到着したものは有効とした）

④調査の回収状況

有効回収率 30.1%（有効発送数 522 通 有効回収数 157 通）

2) 障害児者の「権利擁護支援の取り組み」を推進するための現状とニーズに関する調査

①調査の対象

兵庫県内の障害者相談支援事業所

②調査の方法

郵送により配布・回収を行う自記式質問紙方式

③調査の期間

平成21年11月1日～11月30日（12月31日までに到着したものは有効とした）

④調査の回収状況

有効回収率 39.3%（有効発送数 84 通 有効回収数 33 通）

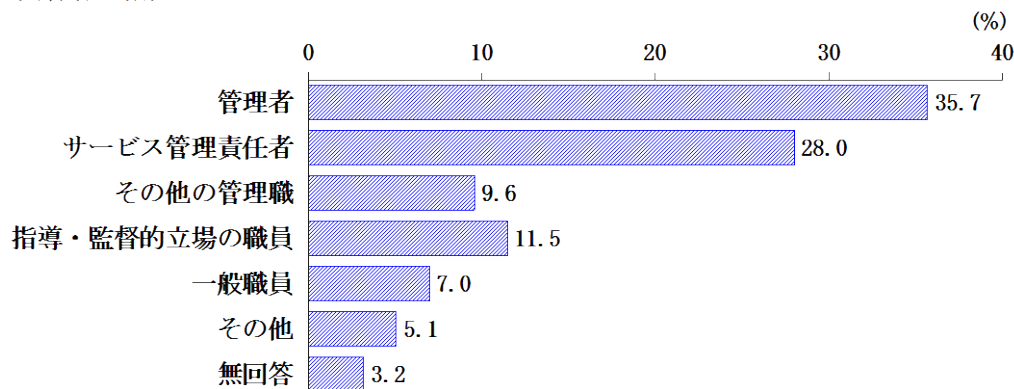
※調査結果のグラフのなかで「介護(参考)」と表示しているのは、本調査と同時期に芦屋市・西宮市内の介護保険施設および介護保険サービス事業所（訪問・通所）、居宅介護支援事業所を対象として同様の内容の調査を実施したものの結果を、比較のための参考データとして記載したものである。ただし、介護保険サービス事業所調査は回収率が低いため、全体の状況を正確に把握していない可能性がある。

3. 調査結果

1) 障害児者施設等に対する調査の結果

(1) 調査票の記入者について

調査票を記入した人の職種は「管理職」35.7%、「サービス管理責任者」28.0%、「その他の管理職」9.6%があわせて7割強で、管理的な立場にある人が大きな割合を占め



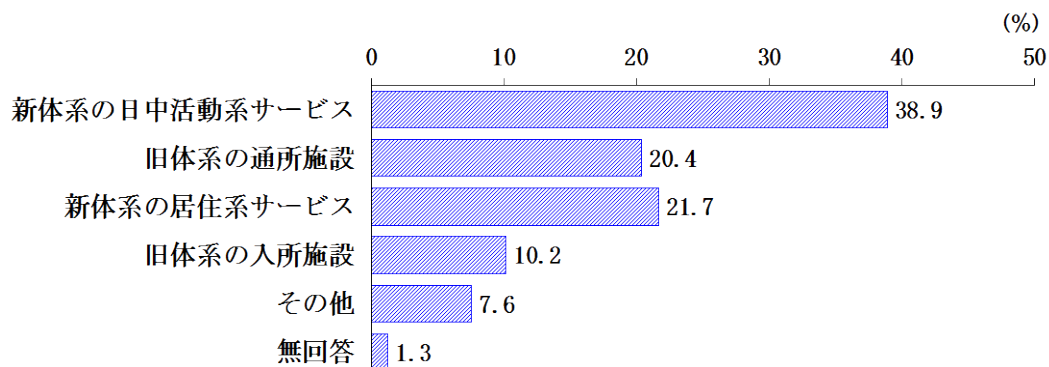
(2) 施設・事業所の概要について

問1 貴施設・事業所の種別は

事業所の機能別にみると、「新体系の日中活動系サービス」38.9%と「旧体系の通所施設」20.4%の通所系の事業所が約6割、「新体系の居住系サービス」21.7%と「旧体系の入所施設」10.2%の入所系の事業所が約3割、その他が1割弱である。

なお、「その他」には、複数の種別を回答した事業所も含まれている。

問1



問2 利用者の療育手帳の判定ごとの割合は、おおよそどれくらいですか

本調査は兵庫県知的障害者施設協会の協力を得て実施し、知的障害者の利用が多い事業所が多いことから、療育手帳の判定ごとの割合をもとに、利用者の状況を区分した。

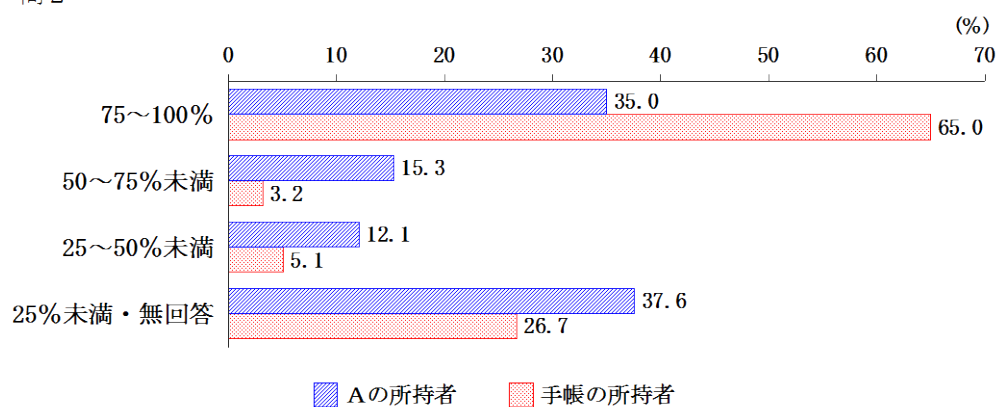
重度の知的障害のある療育手帳Aを所持している人の割合が50%以上の事業所が5割強を占めており、重度知的障害者の利用が多い施設の割合が大きいことが示されている。

一方、療育手帳をもっていない人の割合が75%以上で知的障害以外の利用者が多いと考えられる事業所が1割強である。

	A		B 1		B 2		もっていない	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
0～25%未満	22	14.0	81	51.6	81	51.6	33	21.0
25～50%未満	19	12.1	26	16.6	10	6.4	4	2.5
50～75%未満	24	15.3	8	5.1	3	1.9	5	3.2
75～100%	55	35.0	1	0.6	4	2.5	20	12.7
無回答	37	23.6	41	26.1	59	37.6	95	60.5
合計	157	100.0	157	100.0	157	100.0	157	100.0

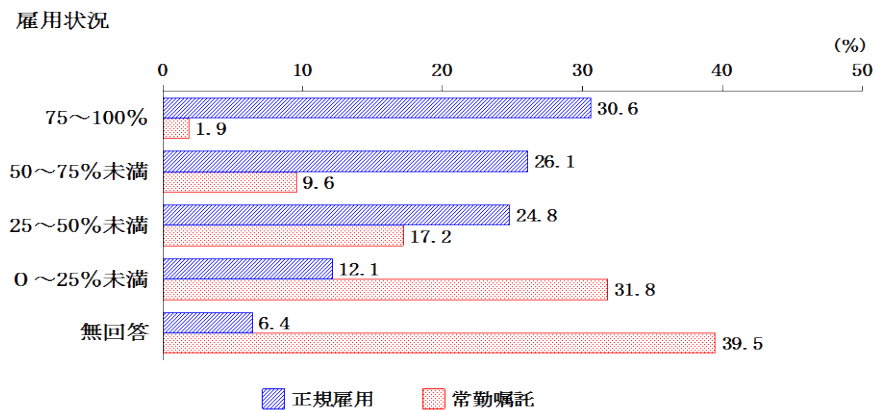
(療育手帳Aの所持者と手帳所持者全体の割合)

問2



問3 ①直接処遇職員の雇用状況別の割合は、おおよそどれくらいですか

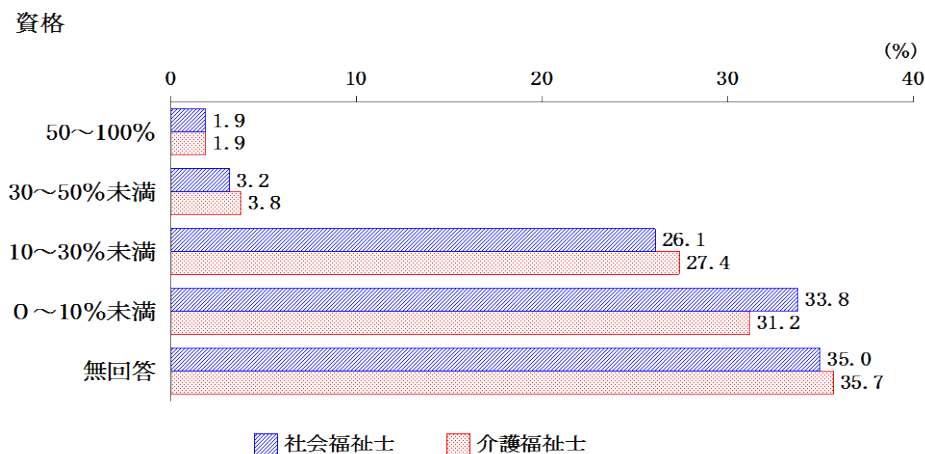
利用者に直接的に接する職員の雇用形態について、正規雇用者が半数以上の事業所が約6割だが、25%未満の事業所も12.1%あり、事業所によって差がある。



問3 ②直接処遇職員のうち、有資格の職員の割合は、おおよそどれくらいですか

利用者に直接的に接する職員のうち、社会福祉士の資格をもっている人の割合が1割以上の事業所は約3割である。また、介護福祉士の資格についても1割以上がもっている事業所は約3割である。

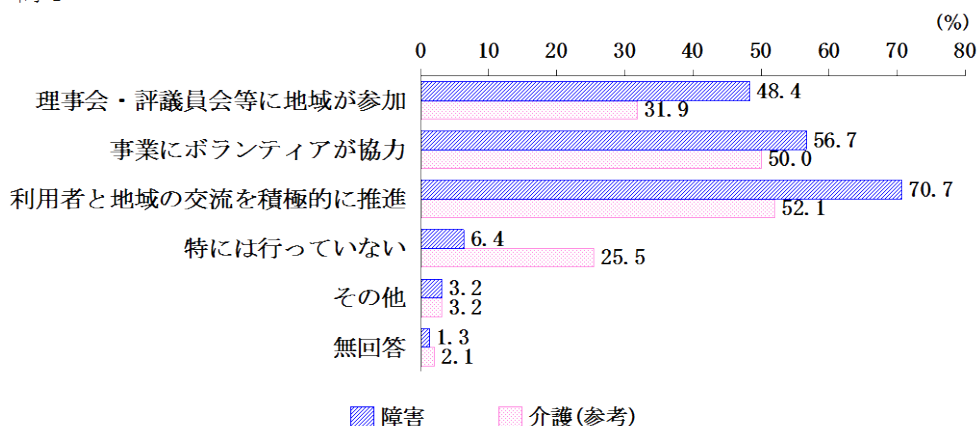
なお、「その他」は、社会福祉士・介護福祉士以外の資格をもつ人の割合を答えた事業所と社会福祉士・介護福祉士の資格をもたない人の割合を答えたと考える事業所がある。



問4 貴施設・事業所では、事業運営に関して地域との交流や連携を行っていますか
(複数回答可)

事業運営に関する地域との交流や連携を、「特に行っていない」事業所はごくわずかで、ほとんどの事業所は地域となんらかの交流や連携を行っている。なかでも、「利用者と地域の交流を積極的に推進」70.7%、「事業にボランティアが協力」56.7%、「理事会・評議員会等に地域が参加」48.4%は、多くの事業所で行われている。

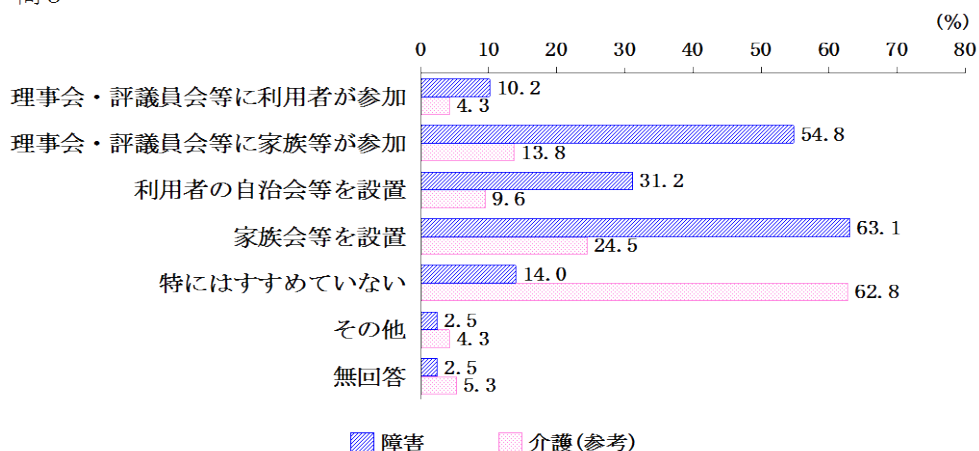
問4



問5 貴施設・事業所では、事業運営に関して利用者や家族等の参加を得ていますか
(複数回答可)

事業運営に関する利用者や家族の参加についても、「特にすすめていない」は1割強で、ほとんどの事業所で取り組まれている。取り組みの内容では、「家族会等を設置」63.1%と「理事会・評議員会に家族等が参加」54.8%は半数あまりの事業所で行われている。一方、利用者の参加については、「利用者の自治会等を設置」は31.2%の事業所で行われているが、「理事会・評議員会に利用者が参加」は10.2%に止まっている。

問5



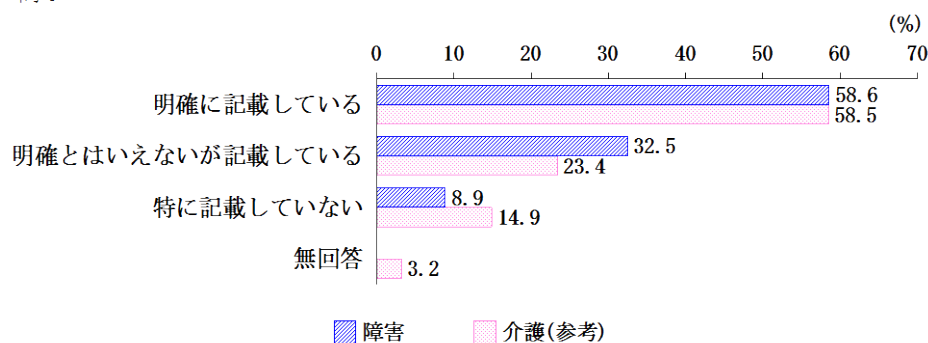
(障害児者施設と介護保険事業所の比較)

- ・事業運営への地域や利用者の参加は、障害児者施設の方が積極的である。

(3) 施設・事業所での権利擁護支援に関する取り組みの状況について

問6-1 貴施設・事業所の基本理念や運営方針には、利用者の権利擁護について明確に記載していますか。

問6

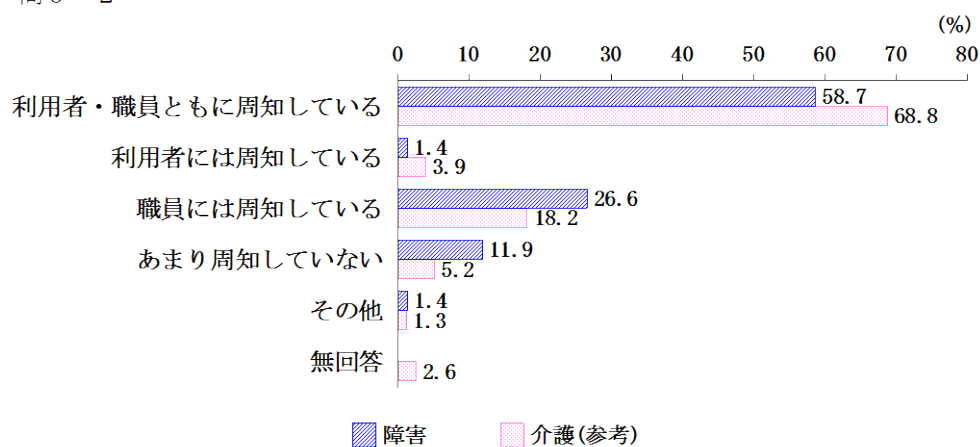


「明確に記載している」58.6%と「明確とはいえないが記載している」32.5%をあわせると、約9割の事業所は基本理念や運営の方針に利用者の権利擁護に関する記載を行っている。

問6-2 基本理念や運営方針における権利擁護に関する記載を、利用者や職員に周知していますか。

基本理念や運営方針に権利擁護に関する記載を行っている事業所に、その記載に関する周知の状況をたずねた。「利用者・職員とも周知している」が58.7%、「職員には周知している」が26.6%、「利用者には周知している」が1.4%で、職員には約9割、利用者には約6割の事業所で周知されている。

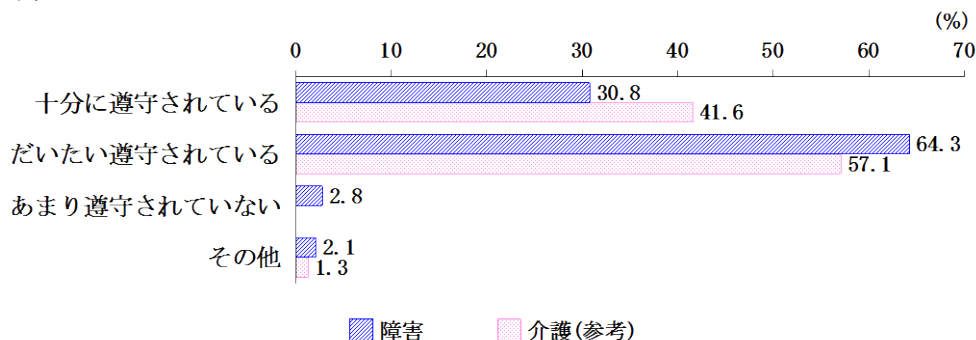
問6-2



問6-3 基本理念や運営方針における権利擁護に関する記載は、サービス提供のなかで遵守されていますか。

基本理念や運営方針に権利擁護に関する記載を行っている事業所のうち、その記載がサービス提供のなかで「十分に遵守されている」事業所は30.8%で、「だいたい遵守されている」の64.3%を含めると、ほとんどの事業所では一定の遵守はされており、記載することで一定の成果をあげていると考えられるが、必ずしも自信をもって遵守しているとはいえないこともうかがえる。

問6-3

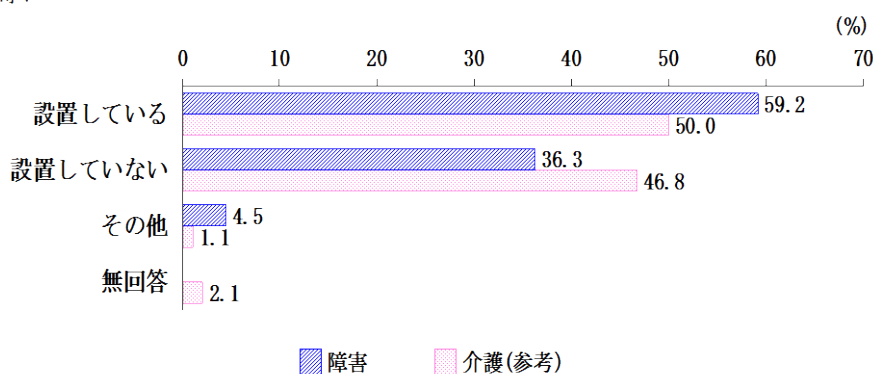


(障害児者施設と介護保険事業所の比較)

- ・基本理念に権利擁護について明記していることの周知や遵守は、介護保険事業所の方がなされている。

問7 貴施設・事業所内に、権利擁護に関する委員会等（苦情解決委員会、利用者保護委員会、権利擁護委員会、成年後見委員会など）を設置していますか。

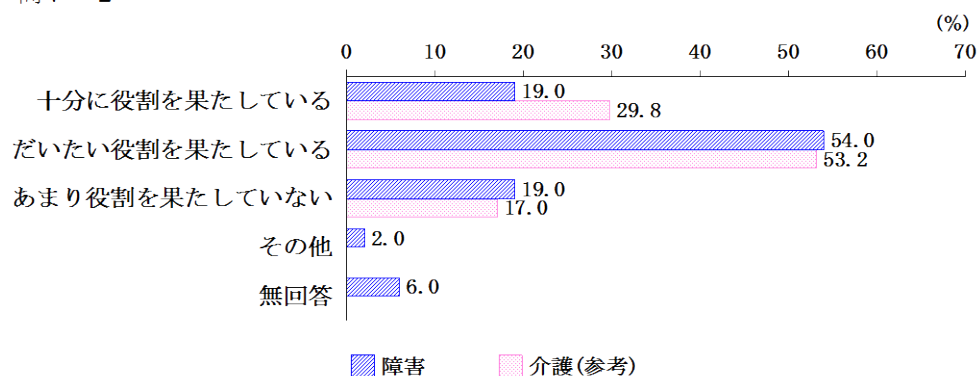
問7



内部に権利擁護に関する委員会等を「設置している」事業所は59.2%である。

問7-2 権利擁護に関する委員会等は、役割を的確に果たしていますか。

権利擁護に関する委員会を設置している事業所のうち、委員会が「十分に役割を果たしている」は19.0%、「だいたい役割を果たしている」は54.0%で、7割あまりの事業所では一定の役割は果たしているが、「あまり役割を果たしていない」と答えた事業所も19.0%ある。



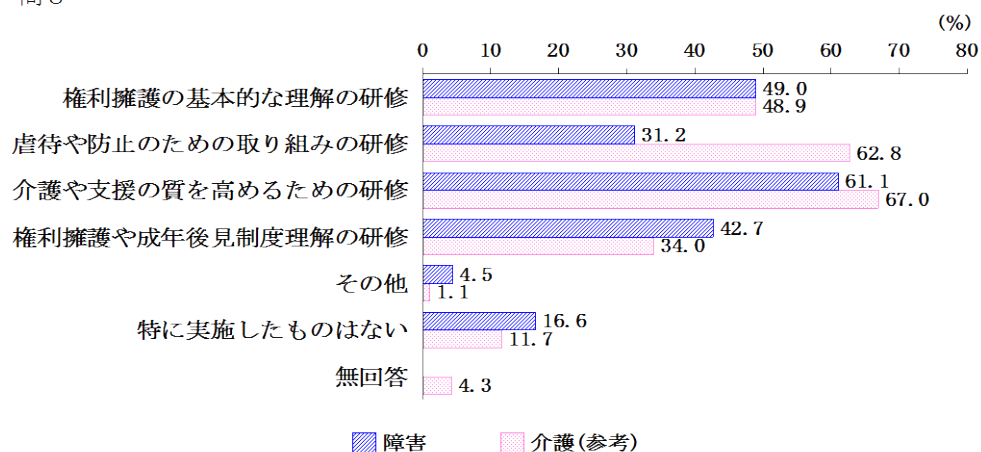
(障害児者施設と介護保険事業所の比較)

- ・委員会の設置は障害児者施設の方がすすんでいるが、役割は介護保険事業所の方が果たしている。

問8 職員に対する権利擁護支援に関する研修として、貴施設・事業所等でこれまでに実施したものがありませんか（外部の研修の受講なども含めてください）。（複数回答可）

職員への権利擁護に関する研修は、事業所内部・外部の研修を含めて、事業全般のレベルアップにつながる「介護や支援の質を高めるための研修」は61.1%で行われているほか、権利擁護に視点をあてた研修として、「権利擁護の基本的な理解の研修」49.0%、「権利擁護や成年後見制度理解の研修」42.7%、「虐待や防止のための取り組みの研修」31.2%を3～5割の事業所で実施されている。

問8

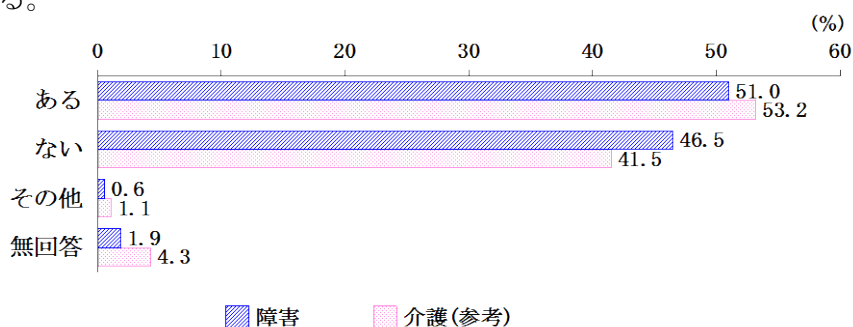


(障害児者施設と介護保険事業所の比較)

- ・虐待防止の研修は介護保険事業所、成年後見等の研修は障害児者施設の方がすすんでいる。

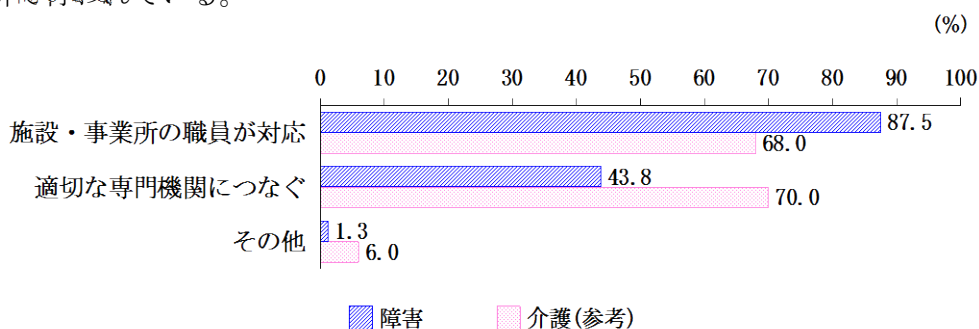
問9 貴施設・事業所では利用者から権利擁護に関する相談を受けることがありますか。

利用者から権利擁護に関する相談を受ける機会は、「ある」51.0%と「ない」46.5%がほぼ半々である。



「ある」の場合、どのように対応していますか（複数回答可）

利用者から権利擁護相談を受けることがある事業所では、ほとんどが「施設・事業所の職員が対応」87.5%している。また、「適切な専門機関につなぐ」43.8%も半数近い事業所で行われている。

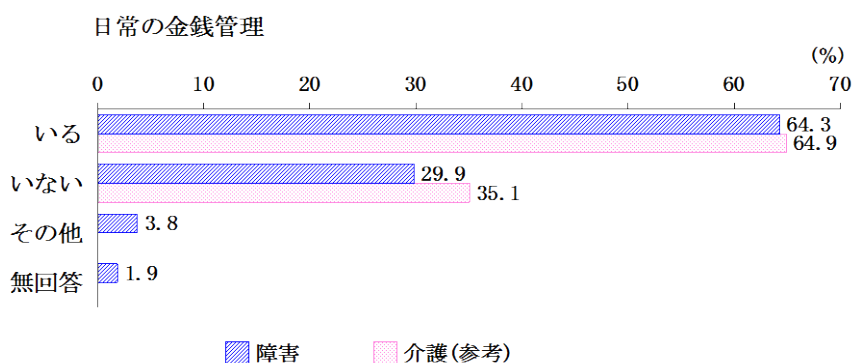


(障害児者施設と介護保険事業所の比較)

- ・権利擁護の相談について、介護保険事業所の方が専門機関につなぐ割合が大きい。

問10 利用者で金銭管理や財産管理が必要な方がいますか。

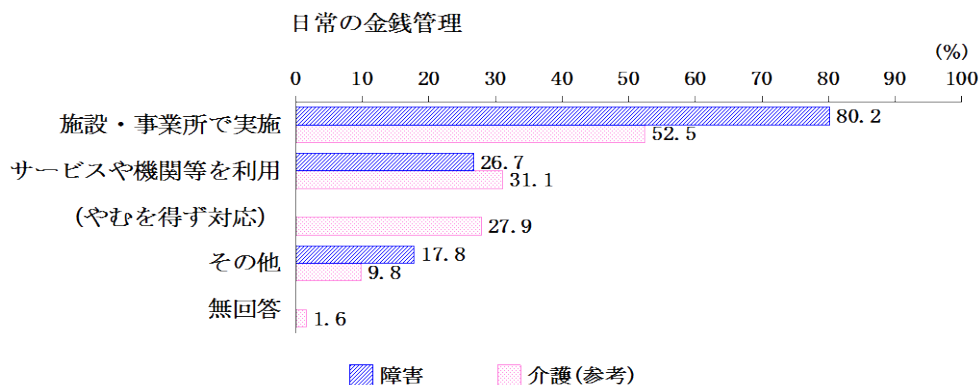
①金銭管理（日常の生活費やこづかいなどの小口の金銭の管理）



日常的な生活費やこづかい等について、金銭管理の支援が必要な利用者が「いる」事業所は64.3%である。

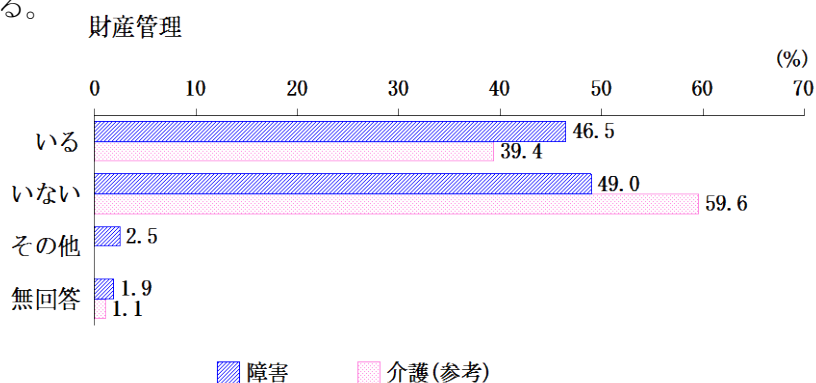
「いる」の場合、どのように対応していますか（複数回答可）

多くの事業所が「施設・事業所で実施」80.2%しているほか、金銭管理に関する「サービスや機関等を利用」している事業所も26.7%である。



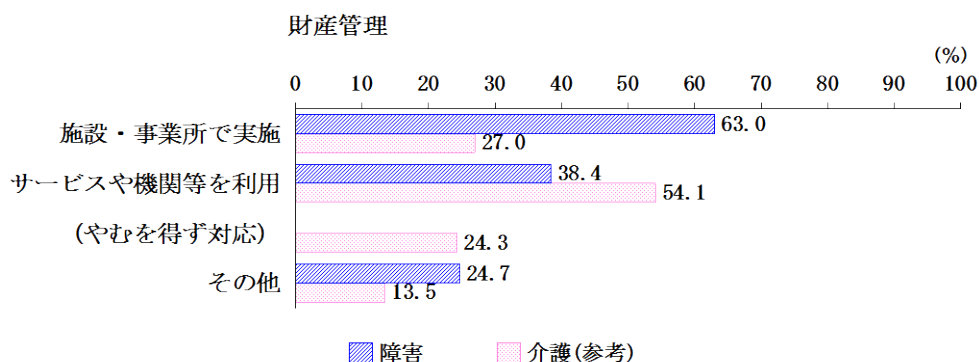
②財産管理（預貯金その他の財産の管理）

日常的な金銭管理とは別に、預貯金等の財産管理の支援が必要な利用者が「いる」事業所は46.5%である。



「いる」の場合、どのように対応していますか（複数回答可）

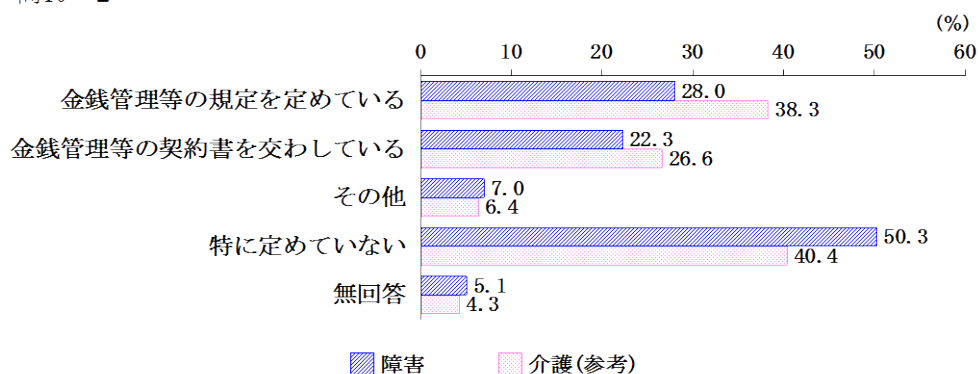
「施設・事業所で実施」している事業所は63.0%で、金銭管理に関する「サービスや機関等を利用」している事業所が38.4%と、日常的な金銭管理よりも割合が大きい、



問 10-2 利用者の金銭管理や財産管理に関する規定などを定めていますか。
(複数回答可)

「金銭管理等の規定を定めている」のは28.0%、「金銭管理等の契約書を交わしている」のは22.3%で、「特に定めていない」事業所が50.3%と約半数である。

問10-2



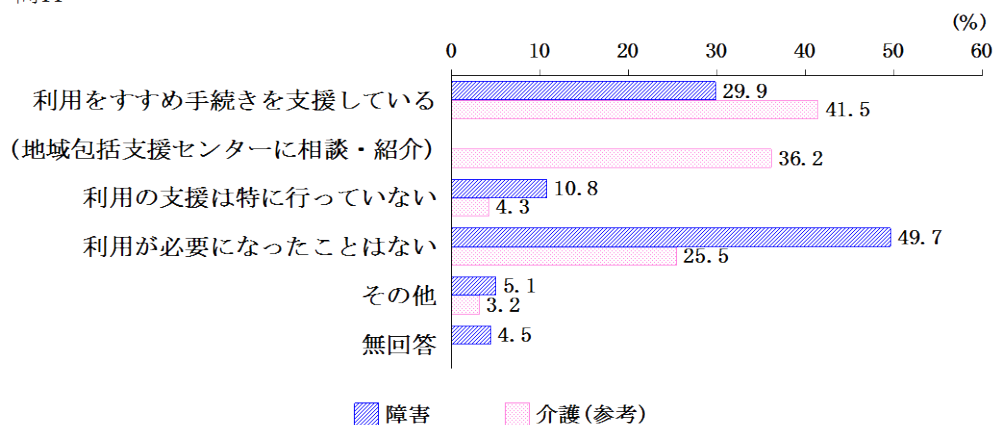
(障害児者施設と介護保険事業所の比較)

- ・介護保険事業所の方が専門機関につなぐ割合が大きい。障害児者施設では事業所内で支援を行っているところが多いが、規定を定めている割合は介護保険事業所よりも小さい。

問 11 利用者が成年後見制度の利用が必要になった場合、どのように対応していますか。

利用者に成年後見制度の「利用が必要になったことはない」事業所が49.7%と約半数だが、必要なケースに対しては、「利用をすすめる手続きを支援している」事業所が29.9%である。しかし、「特に支援は行っていない」事業所も10.8%である。

問11



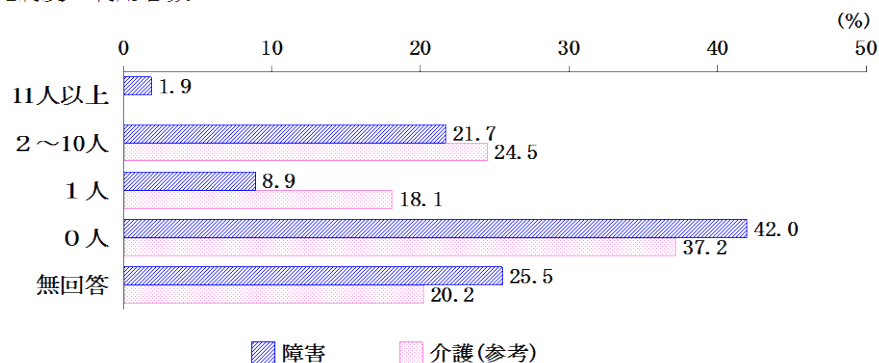
問 11-2 利用者のうち、成年後見制度を利用されている方の人数をお書きください。

事業所の利用者数は、最も多い事業所が 139 人、最も少ない事業所が 3 人である。成年後見制度を利用している利用者がある事業所は、成年後見利用者数が「1 人」8.9%、「2～10 人」21.7%、「11 人以上」1.9%をあわせると 32.5%である。

また、現在、成年後見制度の利用を申請中または準備中の人がある事業は 10.2%である。

	全利用者数		成年後見利用者		申請中・準備中の人		
	件数	%	件数	%	件数	%	
1～10人	17	10.8	0人	66	42.0	76	48.4
11～30人	27	17.2	1人	14	8.9	11	7.0
31～50人	36	22.9	2～10人	34	21.7	5	3.2
51人以上	33	21.0	11人以上	3	1.9	0	0.0
無回答	44	28.0	無回答	40	25.5	65	41.4
合計	157	100.0	合計	157	100.0	157	100.0

(利用者のうち、成年後見制度を利用者の人数)
成年後見制度の利用者数

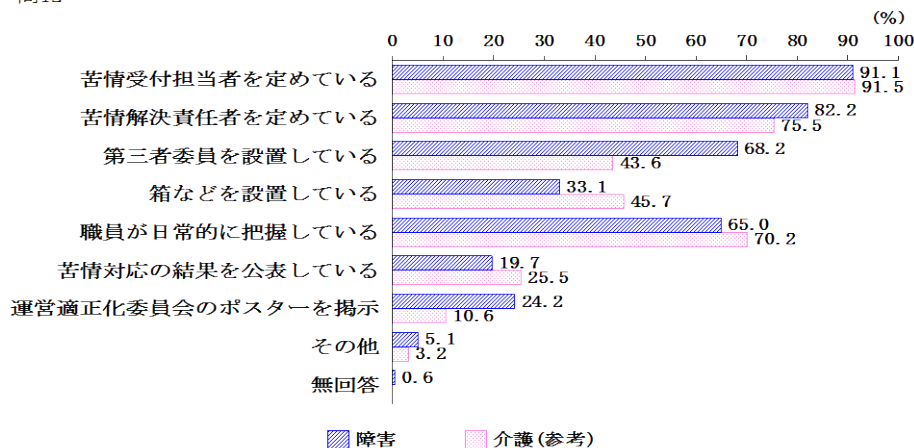


(障害児者施設と介護保険事業所の比較)

- ・介護保険事業所では地域包括支援センターにつながりも多い。

問 12 貴施設・事業所では、利用者の苦情解決のために、どのような取り組みを行っていますか。(複数回答可)

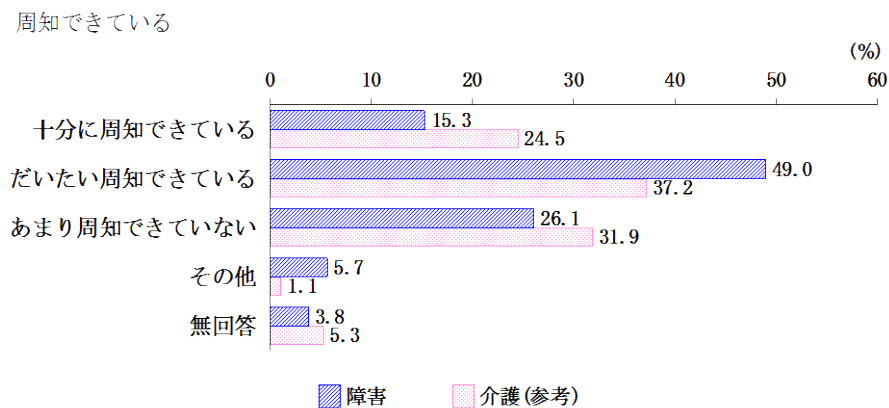
問12



「苦情受付担当者を定めている」91.1%、「苦情解決責任者を定めている」82.2%は8～9割の事業所で行われている。また、「第三者委員を設置している」事業所も68.2%と約3分の2である。あわせて「職員が日常的に把握している」も65.0%の事業所があげている。

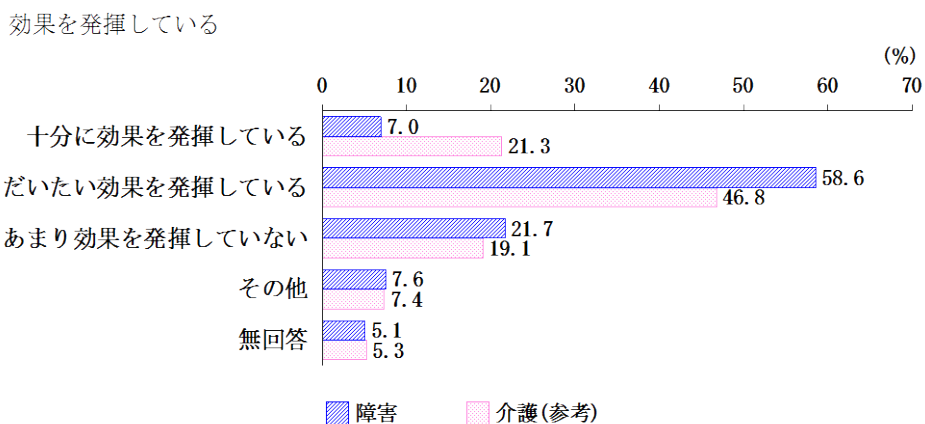
問 12-2 第三者委員の氏名など、苦情解決の取り組みの内容や利用のしかたを利用者等に周知できていますか。

「十分に周知できている」15.3%と「だいたい周知できている」49.0%をあわせると6割強の事業所では一定の周知は図られているが、「あまり周知できていない」も26.1%あった。



問 12-3 苦情解決の取り組みは、十分に効果を発揮していますか。

「十分に効果を発揮している」と答えた事業所は7.0%であり、「だいたい効果を発揮している」58.6%をあわせると約3分の2の事業所では一定の効果はあげているものの、「あまり効果をあげていない」も21.7%あった。



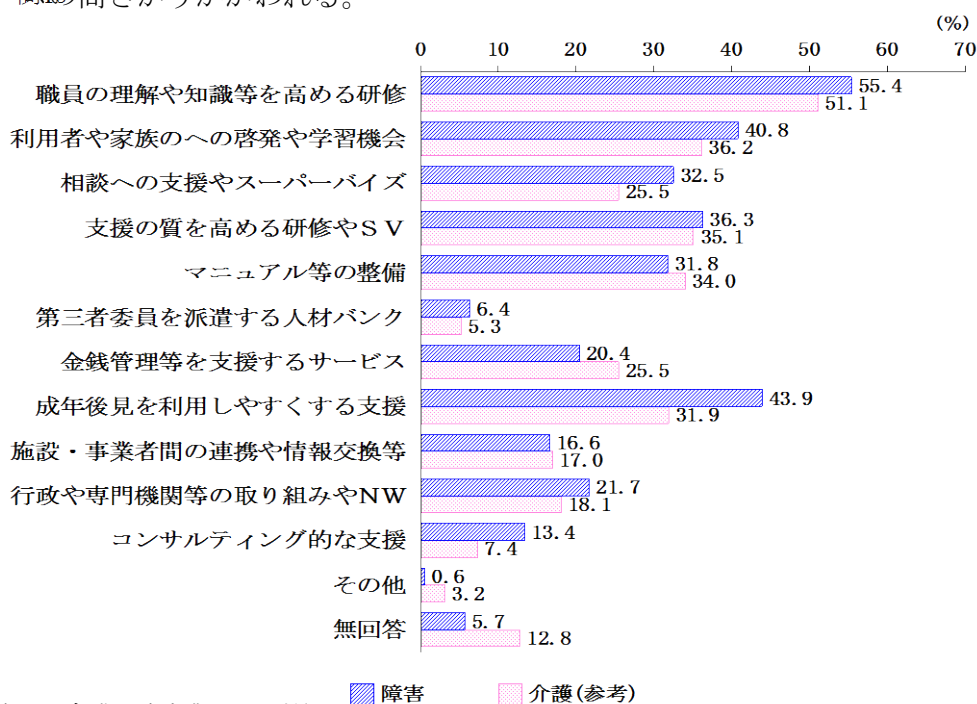
(障害児者施設と介護保険事業所の比較)

- ・ 第三者委員の設置は障害児者施設の方が進んでいるが、苦情解決の取り組みの周知や効果は介護保険事業所の方が指されている。

問 13 利用者の権利擁護支援をすすめるうえで、支援してほしいことがありますか。
(複数回答可)

「職員の理解や知識等を高める研修」55.4%を最も多くの事業所があげている。「利用者や家族への啓発や学習機会」も40.8%であり、まずは幅広い研修や学習機会の必要性が認識されている。また、「支援の質を高める研修やスーパーバイズ」36.3%や「相談への支援やスーパーバイズ」32.5%も比較的多くの事業所があげられている。「マニュアル等の整備」も31.8%である。

これらとともに「成年後見を利用しやすくする支援」が43.9%で第2位となっており、関心やニーズの高さがうかがわれる。



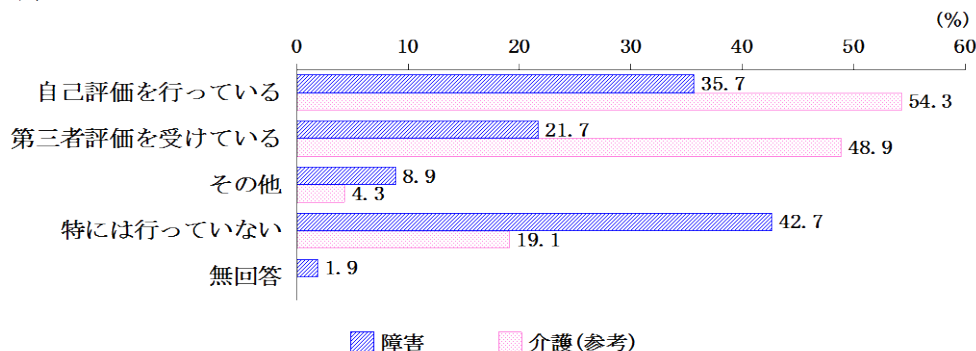
(障害児者施設と介護保険事業所の比較)

・権利擁護をすすめるための支援へのニーズは、障害児者施設も介護保険事業所も大差はない。

問 14 貴施設・事業所ではサービス評価に取り組んでいますか。(複数回答可)

「自己評価を行っている」事業所が35.9%、「第三者評価を受けている」事業所も21.7%であり、6割近い事業所では何らかのサービス評価に取り組んでいる。

問14



(障害児者施設と介護保険事業所の比較)

・サービス評価の取り組みは、介護保険事業所の方がすすんでいる。

(4) 利用者への「不適切な対応」を起こさないための取り組みについて

問 15 貴施設・事業所では、支援のなかでやむを得ない事情がある場合も含めて、以下のような対応をすることがありますか。

支援のなかでやむを得ず行う場合がありますとしても、放置すると虐待につながる可能性があると考えられる行為の有無についてたずねたところ、《危険防止のために出入口の鍵をかける》は12.1%が「よくある」と答えている。ただし、設問では出入口について建物か門かなどの明記をしていないため、事業所に判断にずれがある可能性はある。また、《利用者が性的な表現や行動をとることを禁止する》も「よくある」が7.0%と比較的多いが、利用者への指導との関係で回答に悩む事業所もあったものと考えられる。

これら以外には「よくある」事業所が多い項目はあまりないが、「たまにある」に着目すると《利用者から要求があっても、対応が後回しになる》54.1%や《要求が少ない利用者への対応を後回しにしてしまう》49.7%など“対応できない”状況が半数程度の事業所であげられている。

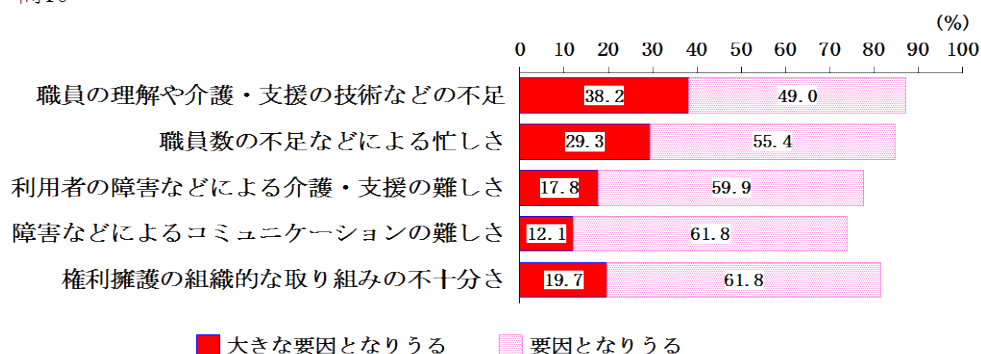
また、《利用者に対して反射的に感情的に対応してしまう》という突発的な対応は「たまにある」が32.5%と少なくなく、さらに「今後あり得る」も19.1%があげている。《介護等の支援をしながら、利用者に負担感を感じさせる言葉や仕草をする》も「たまにある」が29.3%、「今後あり得る」17.2%と、今後の不安を感じている事業所が比較的多い。



問 16 貴施設・事業所では、つぎのような状況が、問 15 であげたような対応が起きる要因となり得ると考えられますか。

現在、不適切と考えられる対応が起きているかどうかは別にして、要因となりうる状況の有無をたずねた。選択肢にあげたすべての項目について「要因となりうる」と答えた事業所が最も多いが、《職員の理解や介護・支援の技術などの不足》は「大きな要因となりうる」を 38.2%、「要因となりうる」を 49.0%の事業所があげ、特に大きな問題となっていることが示されている。また、《職員の不足などによる忙しさ》も「大きな要因となりうる」が 29.3%、「要因となりうる」が 55.4%で、事業所の職員の質・量の問題は、多くの事業所に共通する問題となっていることが示されている。

問16

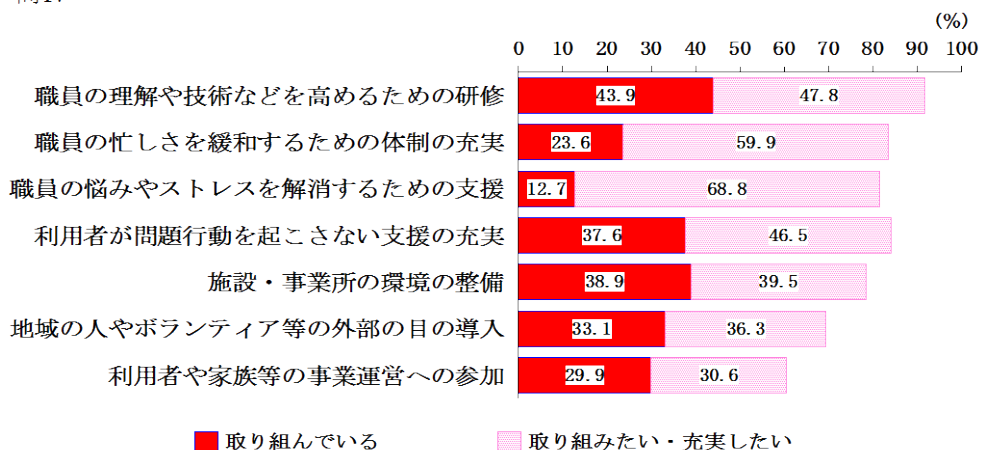


問 17 「不適切な対応」が起こらないよう取り組んでいることや、これから取り組みたい（または、さらに充実したい）ことがありますか。（複数回答可）

すでに「取り組んでいる」ことでは《職員の理解や技術などを高めるための研修》43.9%、《施設・事業所の環境の整備》38.9%、《利用者が問題行動などを起こさないような支援の充実》37.6%などが多くの施設であげられている（ただし、「これから取り組みたい」の選択肢が、現在実施していて「さらに充実したい」を含んでいる）。

一方、「これから取り組みたい（または、さらに充実したい）」こととしては「職員の悩みやストレスなどを解消するための支援」を 68.8%と多くの事業所があげており、職員のストレスマネジメントが課題として認識されていることが示されている。

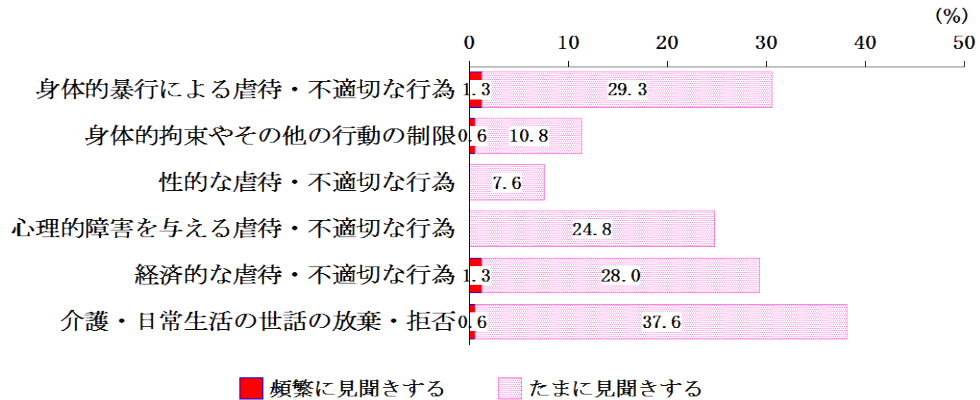
問17



問 18 家族による利用者への権利侵害を見聞きしたことがありますか。

家族による利用者への虐待について、「頻繁に見聞きする」と答えた事業所は多くはない（しかし皆無ではない）が、「たまに見聞きする」としてあげられたものは、《介護・日常生活の世話の放棄・拒否・放任・怠慢》37.6%、《身体的暴行による虐待または不適切な行為》29.3%、《経済的な虐待または不適切な行為》28.0%、《心理的障害を与える虐待または不適切な行為》24.8%など、いずれも少なくはない。

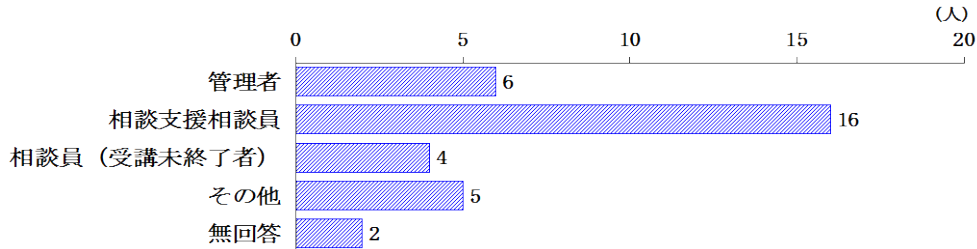
問18



2) 相談支援事業所に対する調査の結果

問1 この調査票をご記入いただく方の職種は。

33件の全回答者中、「相談支援専門員」が16人、「管理者」が6人、それら以外が無回答も含め回答者の職種ある。



問2 貴事業所の利用者の障害種別ごとの割合は、おおよそどれくらいですか。

特定の障害種別の利用者が50%を超える事業所は、身体障害者が5か所、知的障害者が11か所、精神障害者が12か所、障害児が1か所である。

	身体障害者		知的障害者		精神障害者		障害児	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
0～25%未満	15	45.5	14	42.4	11	33.3	17	51.5
25～50%未満	5	15.2	5	15.2	4	12.1	1	3.0
50～75%未満	3	9.1	6	18.2	4	12.1	1	3.0
75～100%	2	6.1	5	15.2	8	24.2	0	0.0
無回答	8	24.2	3	9.1	6	18.2	14	42.4
合計	33	100.0	33	100.0	33	100.0	33	100.0

問3 平成20年度の権利擁護に関する相談支援の実績はどれくらいですか。

全相談支援件数

相談支援の件数は事業所によってかなりの差がある。

権利擁護に関する相談支援件数

権利擁護に関する相談件数も事業所によってかなりの差があるが、0件を含めて10件以下が15か所と半数近く、ほとんどは50件以下である。

	全相談支援	
	件数	%
0件	3	9.1
1～200件	4	12.1
201～1,000件	7	21.2
1,001～3,000件	4	12.1
3,001件以上	9	27.3
無回答	6	18.2
合計	33	100.0

最大値：6,471件

最小値：0件

	権利擁護に関する相談支援	
	件数	%
0件	8	24.2
1～10件	7	21.2
11～50件	8	24.2
51件以上	3	9.1
無回答	7	21.2
合計	33	100.0

最大値：194件

最小値：0件

問4 平成20年度の権利擁護に関する相談支援のうち、虐待およびその疑いがあるケースの実績はどれくらいですか。

虐待およびその疑いがあるケースの相談について、「件数はわからない」と答えた事業所が18か所と半数強を占めており、統計的には把握されていないことが示されている。ただし、0件は5か所で、ほとんどの事業所で何らかの関わりをもっている。

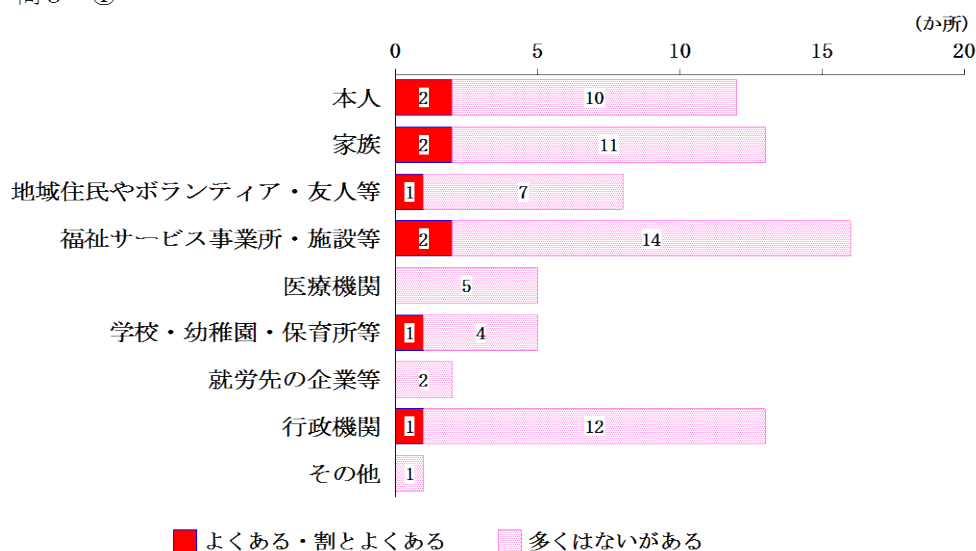
	件数	%
件数はわからない	18	54.5
0件	5	15.2
1～10件	8	24.2
11件以上	0	0.0
無回答	2	6.1
合計	33	100.0

問5 貴事業所でこれまでに受けられた虐待およびその疑いがあるケースについておたずねします。

①それらのケースは、誰から相談を受けたものですか。

虐待やその疑いがあるケースについて相談を受けた相手について、「本人」、「家族」、「地域住民やボランティア・友人等」、「福祉サービス事業所」、「学校・幼稚園・保育所等」、「行政機関」から「よくある・割とよくある」と答えた事業所が1～2か所ある。また、「多くはないがある」では、「福祉サービス事業所・施設等」が14か所で最も多く、次いで「行政機関」が12か所、「家族」が11か所、「本人」が10か所など、いろいろな相手から相談されている。

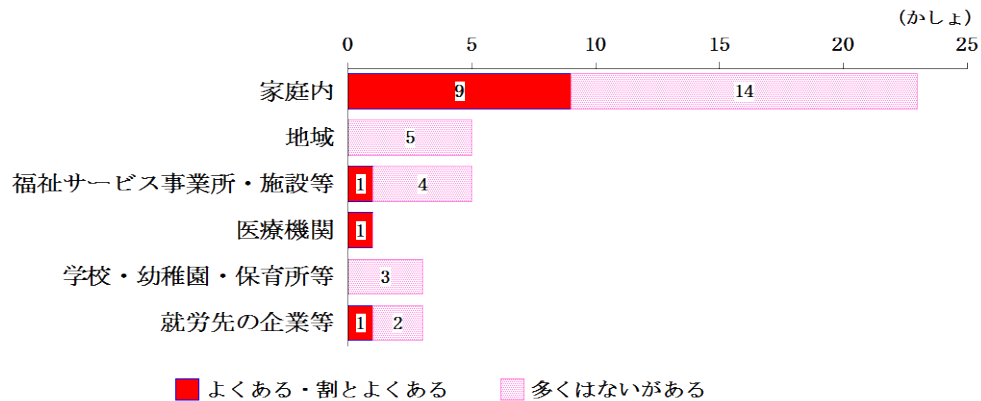
問5-①



②それらのケースは、どこで起こったものですか。

相談があったケースで虐待やその疑いがある行為が起こった場所は、《家庭内》が「よくある・割とよくある」が9か所、「多くはないがある」が14か所と、約7割の事業所であげられている。また、《福祉サービス事業所》、《医療機関》、《就労先の企業等》は1か所のみであるが「よくある・割とよくある」と回答されており、《地域》や《学校・幼稚園・保育所等》も「多くはないがある」としてはあげられている。

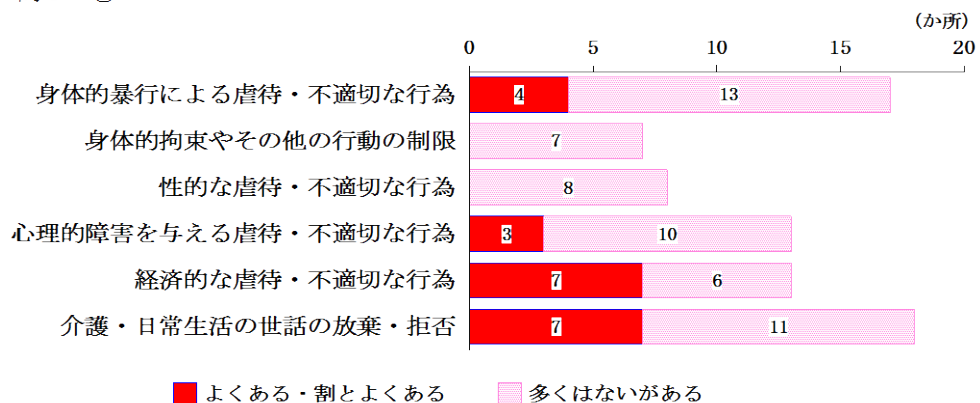
問5-②



③それらのケースは、どのような内容のものですか。

虐待やその疑いのある行為として「よくある・割とよくある」としてあげられたのは《経済的な虐待》と《介護の放棄》が7か所と複数の事業所であげられている。《身体的虐待》と《心理的虐待》は「よくある・割とよくある」がそれぞれ4か所、3か所であげられているほか、「多くはないがある」はそれぞれ13か所、10か所であげられている。《身体的拘束》や《性的虐待》も、それぞれ7か所、8か所の事業所で「多くはないがある」と回答されている。

問5-③



問6 貴事業所に相談があった虐待およびその疑いあるケースのうち、対応が困難で解決に至っていないケースの内容をお書きください。

相談のなかで虐待の疑いを感じても、証拠がなかったり本人の申告がないなどのために介入できないことで困っているという意見が出されている。また、他の機関や事業所のケースには関与しにくいことも問題としてあげられている。

《回答の要旨》

- ・障害児に対して親による虐待があると考えられるが、証拠や現場が押さえられないので、行政、支援センター、学校も介入できない。
- ・支援センターの利用者で、家族から虐待や経済的虐待を受けているようすが見受けられる人がいるが、本人から相談がないので介入することは難しいと感じる。
- ・親が本人の年金を使っている。親も何らかの障害があり金銭管理ができないので浪費傾向にあるが、親は自分の問題は認識していないので介入できない。
- ・学校がキャッチしているケースは、家でのことでの介入が難しい。
- ・他の事業所のサービスに関して苦情（職員が障害や個々の生活のしづらさを十分理解できずに対応し、症状の再燃や再入院などに至った）を受けることがあり、県や市町の相談窓口につなぐべきか考え込んでしまうことがあるが、他事業所のことなので言いづらい。
- ・知的障害のある人の場合は、虐待の内容や時期を他者に伝えられず事後報告となるため、対処することができない。
- ・虐待を受けていても周囲に頼ることができる人がいないため、問題が表面化しにくい。
- ・知的障害のある本人が意思をはっきり表さないため、必要なサービスが受けられないケースがある。
家族が理解してくれないため、本人が心理的虐待を受けていると思っているケースがときどきある。
- ・虐待に関する相談は少ないが、言葉の暴力なども含めた危険性のあるケースはある。また、本人が親に暴言や脅迫をするなど加害者になるケースもある。
- ・虐待行為を行っている家族や雇用主に、その意識がない。
- ・虐待と言えるかどうかかわからないが、家庭内暴力で家族が困っているケースがときどきある。
- ・精神障害のある子どもによる親への行動制限、言葉や身体的な暴力などのため、親は子どもに黙ってひとり暮らしをすることにしたが、当事者の問題は何も解決していない。
- ・親が家事を全くせず、精神障害のある子どもがネグレクトの状態に置かれている。
- ・うつ病の母親による子育てのネグレクトのケースがある。
- ・親に精神障害があり、子どもを学校に通わせることができない。
- ・親が育児放棄のため軽度知的障害のある兄が身体障害のある妹の世話をしているが、妹はコミュニケーションが苦手なためサービス利用が続かず、家族全員が家で過ごしている。親に支援方法を伝えても、子どもを支える気持ちが萎えているので改善に至

らない。

- ・親に発達障害や精神障害の疑いがあり、本人（子ども）を学校に行かせていないケースがあるが、相談支援事業所としては親への対応が難しい。
- ・知的障害者(児)に対する知人による性的虐待のケースがある。
- ・親が後見人になっているが、年金が本人のために使われていないケースがある。
- ・親が介護を放棄し適切な養育をしていないが、家庭から分離して施設やケアホーム等に入所するよう提案しても拒むケースがある（親が年金等を自由に使えなくなることが理由として考えられる）。
- ・親子で倒壊寸前の家屋で生活しており、近所の人が心配してプレハブを建ててくれたが、障害のあるこどもは移りたがらない。多くの関係機関が父親と信頼関係を築きながら支援しているが、同じ生活が続いている。
- ・親が持病の悪化で精神的に不安定になり、障害のある子どもに世話をさせるため本人が希望する日中活動や外出を許さない。本人も親に依存している部分があり、2人とも家で過ごしている。

問7 上記のケースなどを含め、虐待ケースへの対応や虐待の発生の予防をすすめていくうえで必要だと思うことは何ですか。その他、虐待問題や障害者の権利擁護支援に関してご意見等がありましたら、自由にお書きください。

・身近なところでの相談機関や見守りや、地域、事業等での権利擁護に関する取り組みの充実の必要性が多くあげられている。また、法整備による権限の明確化も求められている。

《回答の要旨》

- ・身近な相談機関が必要である。
- ・夜間や土日祝日にもすぐに駆けつけてくれるホットライン機能をもつ機関が必要である。
- ・同性の相談員によるサポートが必要である。
- ・啓発活動とともに相談窓口のPRを行い、灯台効果を発揮する必要がある。
- ・地域の民生委員との連携が必要である。
- ・民生委員等の地域の見守りが必要である。
- ・地域での権利侵害に関する相談については、民生委員との連携が必要である。
- ・まず身近にできることとして、周囲の人がSOSに気づいたり、本人が困ったときに声を出せるしくみや多くの相談相手があるとよい。
- ・事業所や市民には、虐待や権利侵害を発見した際、通報が解決の糸口と知っていながら、関わると自身の生活が脅かされるようなイメージがあって、連絡しづらい現状があるのではないか。
- ・家族関係の調査をどうやってすればよいか大きな課題である。
- ・施設という環境は同じ利用者、職員の関係のなかで問題がなかなか表に出にくいいため、虐待の発生を予防するうえで、第三者の介入も必要だと思われる。
- ・施設内虐待は入所者が重度化し職員の負担が大きいことや、職員が優位に立ってしまいがちなことなどが原因となっており、外部から見えない環境にあるため大きな問題にならないと表面に出にくい。
- ・家庭内での虐待は密室で行われ表面化しにくいいため、日頃から関係機関との連携を強化したい。
- ・他機関（子育て支援課などの行政機関や地域包括支援センター等）との連携が必要である。
- ・虐待を受けている人は、誰かにわかってもらいたいという思いの反面、知られたくなかったり言いづらいという思いもあると感じるので、情報の管理や共有の際の配慮が重要だと思う。
- ・知的障害者の虐待や権利擁護への支援では、関係者の情報共有と役割分担が重要である。
- ・虐待は自宅で行われることが多く、相談員が訪問しても正直に話してもらえないため状況をキャッチすることが難しく、他の家族などから情報を得るネットワークが必要である。
- ・虐待に走る親の生い立ちや経済的な問題、障害のある子どもへの対応の仕方がわから

ないため暴力が出るなどの深層心理をみていく必要がある。

- ・被害を受けている人が、結局は住み慣れたところからエスケープ等をしなければならぬ現実に、どうずればよいか悩む。
- ・家族の知的能力が低いいため介護の放任が起こり、本人の人権が侵害されているが、本人も家族も互いの存在を求めあっている場合が多いので、介入が難しい。
- ・介入する際、権限や根拠等を含めて判断が難しい。
- ・現状では介入する手段がないことが多く、障害者虐待防止法を制定する必要がある。
- ・児童虐待については児童相談所の介入の権限が明確だが、成人の障害者の場合はそのような権限をもつ機関が不明確であり、対応できる体制を法律で定めるべきである。
- ・高齢者や児童は専門の窓口で協力してもらえるが、障害者関係では法的根拠をもった機関と動くことができないので、援助者や地域住民等から虐待と思われるケースの連絡があっても、相談支援事業所では即時の判断ができない。
- ・こどもセンターは大変なケースが多いためか、関係者が問題として提起しても「そうでもない」と判断されることがあるなど、機関によって差がある。親に知的障害があるケースなどでは、虐待としてはたいしたことはなくても生きていくうえで大変な問題である場合もあり、関係機関が統一した判断や検討ができるツールが必要である。
- ・虐待が行われていても、本人が住み慣れた家で過ごしたいという思いが強い場合はどのように対応すればよいかなど、事例を通じて対応や予防について学べる機会があればよい。
- ・精神疾患のある人の場合は、現実に虐待があるのか被害妄想なのかの判断が難しい。
- ・精神疾患による妄想的なこだわりによって不衛生な住環境になっているケースでは、本人の意思の尊重と健康で文化的な生活環境のどちらを優先した支援目標が妥当なのか迷うことが多い。
- ・権利擁護事業は、まだ多くの人に知られていないので、身近なサービスとして利用できるように、相談支援事業所としても努力して普及させていきたい。
- ・権利を守る教育がさまざまな年齢層と地域でなされていないため、対応が特定の個人や団体に偏り、地域のシステムとして浸透していない。費用が発生する体制をつくらないと、権利を守る団体は増えないのかもしれない。